

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成30年3月19日

京都市長 門川 大作

1 許可年月日及び許可番号

平成29年4月4日 第902号

平成29年8月7日 変第230号

平成30年2月9日 変第233号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市山科区大宅山田3番, 6番1, 7番1, 7番3, 8番1, 15番, 16番, 17番1, 18番1, 18番2, 20番2, 22番6, 23番, 23番1, 23番2, 23番18, 23番19, 23番21, 23番22, 23番23, 25番, 27番6, 27番8, 27番9, 27番10, 34番, 35番, 49番, 49番1, 50番1, 65番, 120番, 121番(一部), 122番(一部)及び123番, 同区大宅奥山田103番1, 104番, 108番2, 112番, 128番3, 129番3及び130番, 同区大宅岩屋殿1番2, 1番3, 3番6, 14番, 15番, 16番, 16番1, 17番, 17番1, 18番及び19番並びに市有地(未登記)

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市山科区大宅山田町34番地

学校法人京都橘学園

理事長 梅本 裕

(都市計画局都市景観部開発指導課)